

電子交付等について

株式会社フィンテックエナジー

第1条（目的）

本書面は、株式会社フィンテックエナジー（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法及びその他関係法令（以下「法令等」といいます。）に基づき、次条に定める書面（以下「対象書面」といいます。）の交付に代えて対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社等の使用に係るパソコン、スマートフォン等（以下「電子計算機」といいます。）と、お客様等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、これらを総称して「電磁的方法」といいます。）により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合、及びお客様からの書面の徴求等に代えて対象書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合（以下、これらを総称して「電子交付等」といいます）における方法等を定めたものです。

第2条（対象書面）

お客様が本書面の承諾により電子交付等を利用する対象書面は、法令等に定められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 契約締結前交付書面
- (2) 契約締結時交付書面
- (3) 契約変更書面（変更すべき事項を記載した書面）
- (4) 匿名組合契約約款
- (5) 匿名組合契約書
- (6) 出資申込書
- (7) 各種の確認書・承諾書・同意書
- (8) その他当社が必要に応じてお客様に交付する書面

第3条（電子交付等の方法）

1. 当社が行う対象書面の電子交付等は、次のいずれかの方法によるものとします。

- (1) 当社が電子メールを利用して、お客様の使用に係る電子計算機に対象書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- (2) 当社のホームページにおいて書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項をダウンロードして記録する方法

2. 電子交付等はおお客様の使用に係る電子計算機にダウンロードが可能な状態及びプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

第4条（紙媒体による交付）

当社は、電子交付等を利用する対象書面については、第6条第2項の場合を除き、紙媒体による交付は行わないこととし、お客様が紙媒体を必要とする場合は、当該書面をお客様ご自身で印刷するものとします。

第5条（確認事項）

お客様は、次の各号に掲げる事項について自ら確認を行った上で、本書面を承諾するものとします。

- （1）お客様の使用に係る電子計算機を用いて、インターネットに接続できる環境が整っていること
- （2）対象書面をお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができること
- （3）お客様が前号の記録を出力することにより、対象書面の作成を行うことができること

第6条（免責事項）

1. 通信回線、通信機器、コンピューターシステム及び機器等の障害による電子交付等の遅延、誤作動、不能、または受領した情報の誤認等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責任を負いません。
2. 法令等の変更等、何らかの理由が生じた場合、または当社が必要と判断した場合には、当社は、電子交付等ではなく既に電子交付等された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
3. 当社は、本書面の承諾により電子交付等を利用するお客様に支障をきたす恐れがないと判断した場合は、あらかじめお客様に変更内容を通知することにより、お客様の承諾を得ることなく、電子交付等の種類及び内容を変更することがあります。

第7条（本書面の変更）

当社は、法令等の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本書面の変更を行う必要が生じた場合には、本書面の内容を法令等の規定に従い変更することがあります。本書面を変更した場合には、当社は変更日及び変更内容をお客様に電子メールにより通知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

2022年2月1日制定